

令和7年度 タウンミーティング

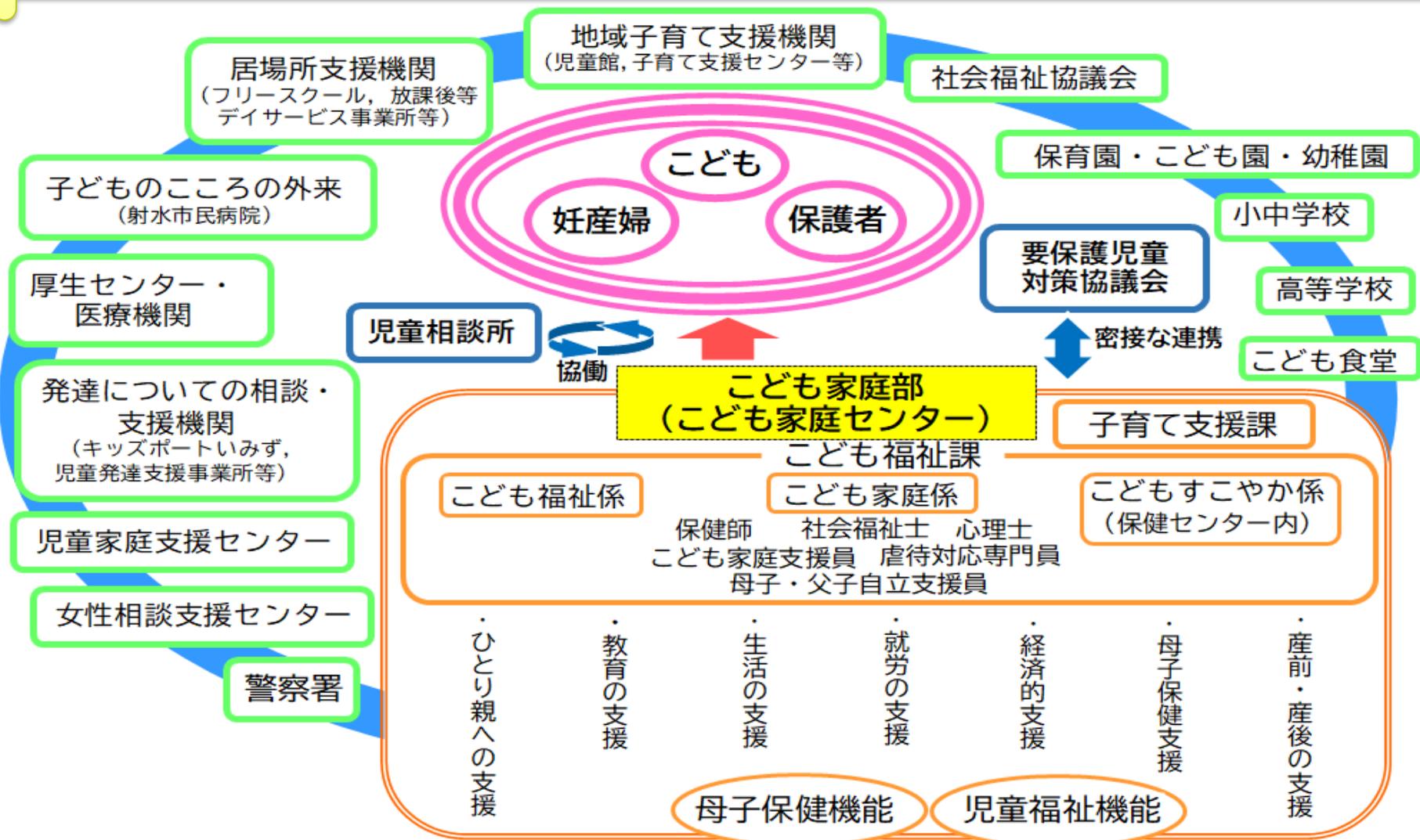
～ 市長と語ろう「射水市の未来」～

# 「こどもまんなか社会」

～みんなで育む こどもの未来～

令和7年7月6日(日)  
射水市長 夏野元志

# こども家庭センター ～ こども家庭部へ ～



# 射水市こども計画がスタートしました!!

第二期射水市子ども・子育て支援事業計画

新たな視点を追加  
少子化対策  
子ども・若者育成支援

射水市こども計画(R7.4~)

第二期射水市子ども・子育て支援事業計画

第二期射水市  
子ども・子育て支援事業計画  
(令和2年度～令和6年度)

【概要版】



令和2年3月  
射水市

令和2年3月  
射水市



射水市こども計画

令和7年3月  
射水市

射水市こども計画  
<概要版>

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

射水市

# 射水市こども計画の基本理念

**こども育み 未来いろどる こどもまんなか いみず**

**こども育み**

自分らしく健やかに成長する  
地域で支えあい、安心して産み育てることができる環境づくり

**未来いろどる**

こども一人ひとりの個性や多様性の尊重  
何にでもチャレンジできる環境づくり  
若者が望む将来がかなえられる社会の形成

**こどもまんなか  
いみず**

「子育てするなら射水市」をさらに実感することができる環境づくり

# 6つの基本方針と基本目標

- 1 すべてのこどもが幸せに暮らすことができる環境づくり  
こどもの権利保護の推進  
(こどもの権利啓発など)
- 2 次世代を担う若者への支援  
若者・子育て世代から選ばれる環境づくり  
(安心して生活できる環境づくり、婚活支援など)
- 3 子育て世帯への様々な支援  
子育て世帯への支援体制の整備  
(地域子育て支援等の充実、子育て世帯の経済的負担軽減など)
- 4 地域で支える子育て支援  
困難を抱える子育て家庭への支援  
(生活困窮家庭等への支援など)
- 5 こども・子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援  
親子の健康づくりの充実  
(安心して妊娠・出産できる環境づくり、乳幼児の健康づくりなど)
- 6 仕事と子育ての両立支援  
ワーク・ライフ・バランスの推進  
(子育て世帯を応援する官民連携の取組の推進)



**新** 第2子保育料の無償化

**新** ママベビ助産師相談  
**新** 子育て支援アプリ  
「いみすく」by母子モの導入(R7.7~)

### 基本目標3 子育て世帯への支援体制の整備

#### (1)多様な幼児教育・保育ニーズへの対応

病児・病後児保育等(特別保育)の充実、こども誰でも通園制度 等

#### (2)良好な幼児教育・保育環境の整備

保育士等の確保・定着、保育園等の業務のICT化 等

#### (3)地域子育て支援等の充実

ファミリー・サポート・センターや子育て支援センターの充実 等

#### (4)多様な居場所づくりの推進

放課後児童クラブ、児童館・児童室、こども食堂、参加支援事業 等

#### (5)家庭・地域の教育力の向上

いみず親学びスクール、子どもの読書の推進、地域組織活動の支援、  
コミュニティ・スクールの推進 等

#### (6)子育て世帯の経済的負担の軽減

子ども医療費助成、保育料・副食費の軽減、不妊・不育症治療費助成、  
プレ妊活健診費助成事業 等

# 放課後子ども教室・土曜学習推進事業

内 容:学習・スポーツ・文化活動など

対 象:各学校の希望する児童 ※対象学年・定員あり

サークル数:43サークル(令和7年度)

実施回数:年間平均12回(1サークルあたり)

実施場所:小学校、コミュニティセンター

指 導 者 :地域の方

利 用 料 :保険料820円(任意)※サークルによって実費負担あり



## 絵手紙サークル



## 楽しいゆかたサークル (ゆかたの着付け・マナー)



## ポツポツサークル (読み聞かせ・工作)



## まっつんサークル (曳山囃子の演奏)



# 放課後子ども教室・土曜学習推進事業の課題

## 指導者の不足

➡ サークルに「ゲストティーチャー」を呼ぶ

射水市芸術文化協会とのマッチング



富山大学ストリートダンス部の協力



# 放課後児童クラブ(学童保育)

---

内 容:家庭に代わる生活の居場所

対 象:保護者が就労等により昼間家庭にいない児童

クラブ数:公設22か所、民設1か所(令和7年度6月現在)

実 施 日 :放課後、長期休暇中 ※土曜日実施のクラブあり

実施場所:小学校、コミュニティセンター等

支 援 員 :「放課後児童支援員認定資格研修」を修了した  
支援員を原則2名以上

利 用 料 : 月 額 5,000~7,000円

# とやまっ子さんさん広場

---

内 容 : 放課後・長期休暇中の子どもたちの居場所

対 象 : 対象地区の原則小学生以下の児童・園児

施 設 数 : 9か所(令和7年度6月現在)

実 施 日 : 放課後、夏休み等長期休暇 ※土曜日実施の運営団体あり

実施場所: コミュニティセンター等

世 話 人 : 地域住民やボランティア等

利 用 料 : 無料～放課後児童クラブ程度



# 学校部活動の地域展開について ー現在の取り組みー

## 1 現状

- 急激な少子化、ニーズの多様化、教員の働き方改革などにより、教育課程外の活動である学校部活動を維持していくことが困難

- ☑生徒数の減少(R7:2,237人 ⇒ R13:2,134人 ▲103人)
- ☑部活動数の減少(運動部:17部活動 文化部:8部活動)
- ☑全中大会の縮小(少子化への対応や、運営や引率などに携わる教員の負担軽減の観点から2030年度以降9競技を廃止)



- 国の方針(文部科学省「運動部活動の地域移行に関する検討会議」「文化部活動の地域移行に関する検討会議」)

- ☑将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していく環境の整備が重要
- ☑学校単位のスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えて行くことが必要



# 学校部活動の地域展開についてー現在の取り組みー

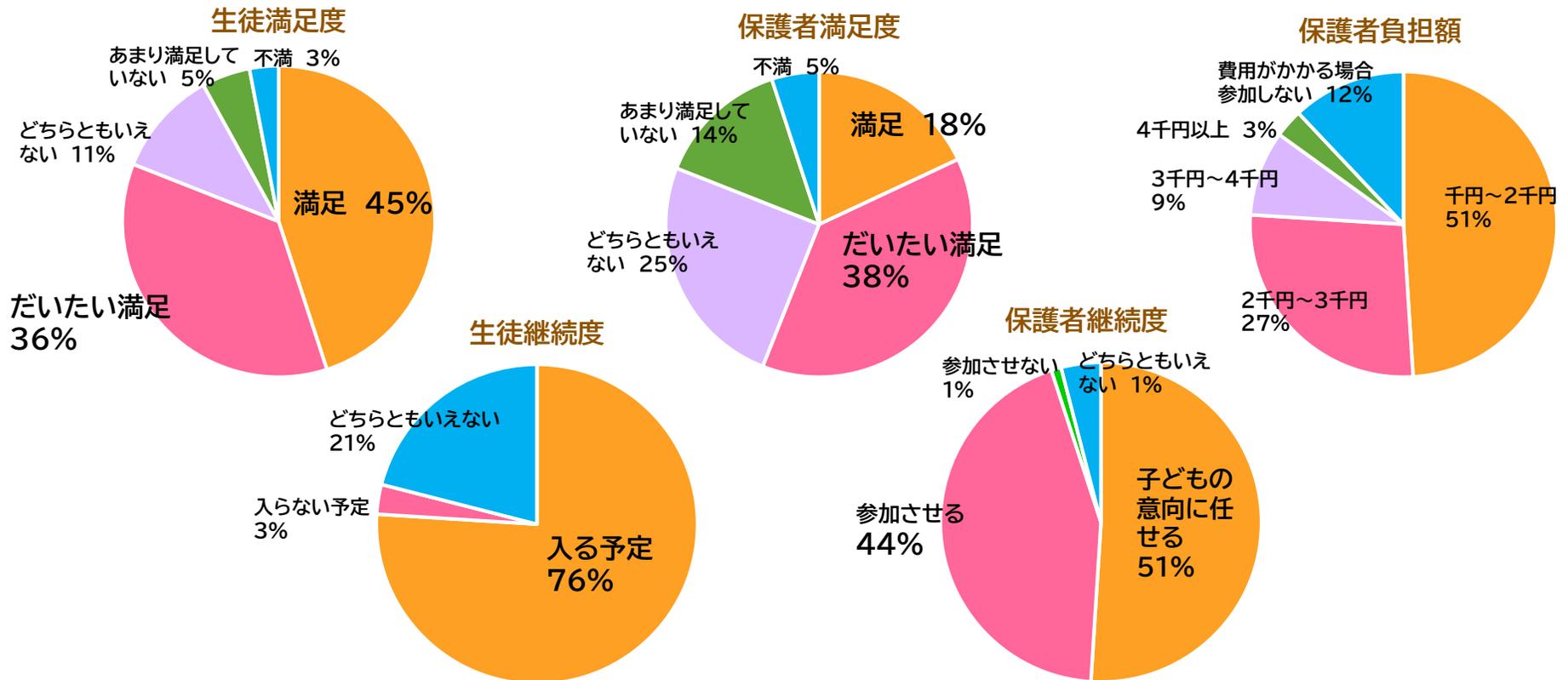
## 2 市の取組

- 休日の部活動を段階的に地域展開していくことを基本とし、令和4年度の開始から4年後の令和7年度末を目途とする。
- 平日の部活動の地域展開は、地域の実情に応じた休日の地域展開の進捗状況を検証し、よりよいあり方を検討していく。

地域クラブ活動	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
新規実施 ※全中大会終了後	<p>【3部活動】 柔道、剣道 バスケットボール</p> 	<p>【3部活動】 ハンドボール、卓球 ソフトテニス</p> 	<p>【3部活動】 ソフトボール、 バレーボール 美術</p> 	<p>【7部活動】 バドミントン、体操、 ヨット、陸上競技、軟 式野球、サッカー、吹 奏楽</p> 	<p>【16部活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての学校部活動の休日の活動を地域展開</li> <li>・在籍校にない競技や文化活動への参加も可能</li> <li>・休日に活動していない部活動は、コミュニティサークル等を紹介</li> </ul>

# 学校部活動の地域展開について —今後の取り組み—

## 1 地域クラブ活動参加者 (R6.11地域クラブ活動参加者アンケート調査 回答者:478人 回答率:65%)



- これまで課題とされていた活動場所までの送迎や、平日の活動との指導方法の違いについての課題は減少傾向
- 地域クラブ活動指導者の負担が増してきており、継続的な活動を行うためには指導者の確保が重要
- 新たな課題として、今後活動に伴う一定の保護者負担が生じることを想定

# 学校部活動の地域展開について ー今後の取り組みー

## 2 今後の取り組み

### (1) 国の動向

- ・休日における部活動の地域展開等の確実な実行・定着や平日における改革に取り組むことができるよう、改革実行期間を、前期3年間(令和8年度～令和10年度)、後期3年間(令和11年度～令和13年度)の計6年間として設定
- ・平日の改革については、先行して地域展開等を進めている地方公共団体の実践例等も踏まえ、課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めてその後の取組方針を定め、更なる改革を推進

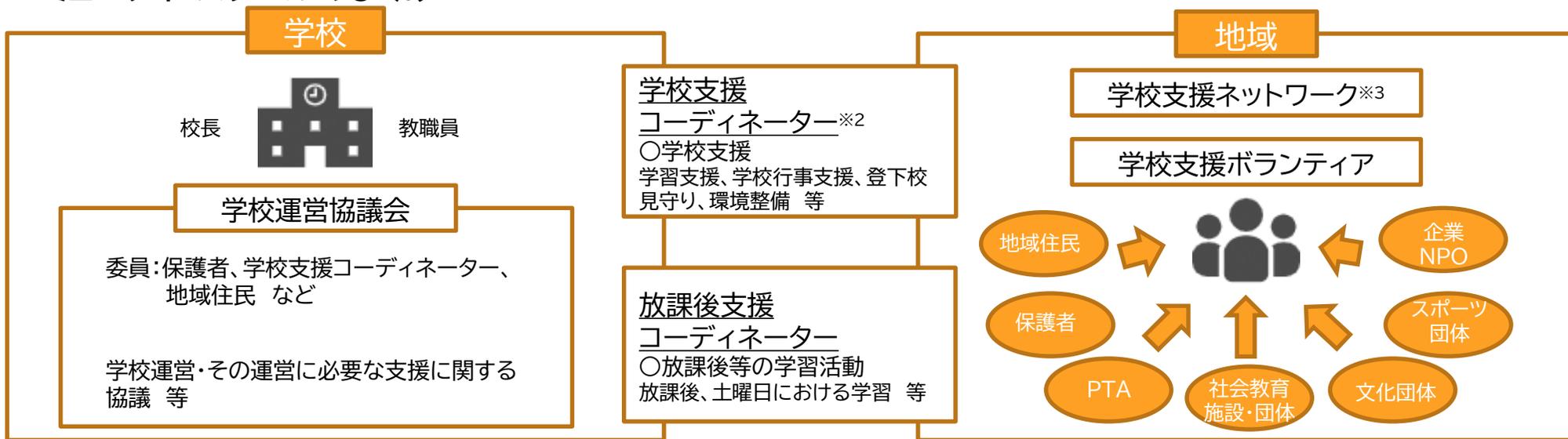
### (2) 本市の取組

- ・今後の部活動の在り方等を早期に示すことが必要
- ・子どもたちが、地域にあるスポーツ・文化芸術活動を自由に選択して活動でき、将来にわたり様々な活動に親しむ機会が提供される。
- ・教員に限らず、企業や大学等の協力を仰ぎながら、指導者の掘り起こしを行い、継続して活動できる体制が確立される。
- ・学校だけでなく地域とともに子どもたちを育てるという視点を大切にしながら、平日も含めた学校部活動の改革を進めていく。

# コミュニティ・スクールについて -コミュニティ・スクールとは-

子どもたちを取り巻く環境や学校が直面している課題が多様化、複雑化している状況を踏まえ、地域と保護者、学校が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクール※1を導入

## コミュニティ・スクールのしくみ



※1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

保護者や地域住民の代表から構成された学校運営協議会を設置した学校のこと。学校の運営方針や教育活動等への意見を述べ承認する権限を有する。

※2 学校支援コーディネーター

社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員で、協働活動、体験活動等について、地域住民等と学校との連絡調整等を行う。

※3 学校支援ネットワーク

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、学校を支援する体制

# 「子育てするなら射水市」

- みんなで大切に子どもを育てている
- 子ども・若者が未来に希望を持ち、健やかに育っている
- 自分の夢に向かって一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばしている





# 意見交換